

【小型船係留施設の使用にあたっての確認書】

- 1 申請書に記載している場所（係留番号）以外に係留しません。
- 2 ゴミは持ち帰り、係留施設周辺の美化に努めます。
- 3 使用船舶の買い替え等、申請書の記載内容に変更が生じる場合は、事前に港湾空港局に連絡します。
- 4 使用船舶とともに、当該係留施設の使用を譲渡（船舶は所有権移転・係留施設は使用者の変更）する場合は、事前に港湾空港局に連絡し承認を得た上で申請書類を提出します。
※使用船舶の譲渡を伴わない係留施設の使用の譲渡は認められない。
※使用者の変更は1回限りであるため、既に現使用者が、使用者の変更で使用許可を受けている場合は、今後使用者の変更は認められない。
- 5 施設の使用許可に関する権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は施設の転貸をしません。
- 6 使用係留施設の日常管理は使用者が責任を持って行い、不良箇所を発見した時は速やかに港湾空港局に連絡し、その指示に従います。
- 7 北九州市及び国の事業により、係留場所、若しくはその付近にて工事が行われる場合は、市長の指示に従います。
- 8 使用係留場所において、船舶が沈没または、油が流出し環境を汚染することが予測される場合は、私の責任で船舶の撤去等を行います。
なお、私が不在等で船舶の撤去が困難な場合は、緊急を要する場合に限り北九州市が船舶を撤去する（費用は船舶所有者負担）ことを認めます。
- 9 台風、津波及び地震等の災害による船舶の損害について、北九州市への損害賠償の請求はしません。
- 10 私（所有船舶を含む）が第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び費用負担により原状回復、損害賠償を行います。
- 11 係留施設の使用を終了したときは、私の負担で使用前の状態に原状回復（私用器具の撤去含む）し、また、市が原状回復した場合についても、その費用は私が負担します。
- 12 使用料の支払いは、納期限を厳守します。
- 13 北九州市港湾施設管理条例及びこの条例に基づく規則、その他関係法令等を遵守します。

平成 年 月 日

上記内容に違反したときは、市の指導に従い当該係留施設を返還します。

なお、使用料については、（返還時）までに全額一括で精算します。

小型船係留施設使用申請者

印